

もてなしの阿波とくしま観光基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第三十号

もてなしの阿波とくしま観光基本条例の一部を改正する条例

もてなしの阿波とくしま観光基本条例（平成二十一年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第一項中「いやされる」を「癒やされる」に改め、第二項中「大谷焼」の下に「、にし阿波の傾斜地農耕システム」を、「祖谷のかずら橋」の下に「、四国遍路」を加え、「あたたかい」を「温かい」に改め、「など」の下に「、持続可能な観光への関心が高まる中で」を加え、「観光地づくり」を「観光地域づくり」に改める。

第二条に次の四号を加える。

四 持続可能な観光 観光旅行者、産業、環境及び地域の需要に適合しつつ、現在及び将来の経済、社会及び環境への影響に十分に配慮した観光をいう。

五 観光地域づくり 県、市町村、県民等が一体となつて行う、魅力ある観光地の形成につなげるための活動をいう。

六 持続可能な観光地域づくり 観光資源の維持及び保存並びに観光を支える産業の収益力及び生産性の向上が両立する観光地域づくりをいう。

七 観光コンテンツ 観光資源を活用して観光旅行者に提供する催し、企画旅行及び体験活動をいう。

第三条第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第四号中「や自然環境」を「、自然環境及び生活環境」に改め、同条に次の一号を加える。

五 県民等により、地域における創意工夫を生かした主体的な取組が継続的に創出されていること。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 県民は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に努めるものとする。

第七条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 観光事業者は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に努めるものとする。

第八条第一項中「受入れ態勢」を「受入態勢」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に取り組むものとする。

第八条に次の一項を加える。

4 観光地域づくり法人（地域において観光地域づくりの中心的な役割を担う法人である観光関係団体をいう。）は、基本理念にのっとり、他の都道府県及び外国からの観光旅行者から選ばれる観光地の形成に向け、県、市町村、県民等その他の地域の多様な関係

者との連携の下、長期の滞在につながる観光コンテンツの充実等に努めるものとする。

第九条第一号中「の活用による」を「を磨き上げ、又は相互に組み合わせることにより、新たな需要の開拓につながる観光コンテンツを創出し、これを充実させることで、誰もが魅力を感じ、訪れたいくなるような」に改め、同条第八号中「近畿地方」の下に「、中国地方」を加え、同号を同条第十号とし、同条第七号中「や経済交流を通じて」を「、経済交流、広報宣伝の適切な実施、県内の交通及び宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致、受入態勢の整備等により、」に改め、同号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 持続可能な観光地域づくりを促進すること。

第九条第六号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「発信する」を「発信し、本県の認知度の向上に資する」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「心と」を「心を育むとともに、観光旅行者の交通手段の確保その他の」、「の向上」を「を向上させること」に、「受入れ態勢」を「受入態勢」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 観光コンテンツを生かした魅力ある教育旅行を提案し、その誘致を促進すること。

第十二条第一項中「県は」の下に「、持続可能な観光の実現に向け」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。